

〇 個人向け債務省告示第二百四十七号（平成十四年六月十五日）第十四条の規定に基づき、平成二十二年七月十五日に発行した個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年法律第二百四十六号）第四条第十四項の規定に

財務大臣　野田佳彦

基づき、年賃券（固定・個人向け利付国庫債券）（平成二十二年七月二十八日）の発行等に関する省令（平成二十二年七月十五日）第十九回）

第十九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二百三十三号）第十四条の規定による。

第二十一条　（振替法による振替の適用）
（一）「振替法」とは、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第十六条の規定による。

一　　二　　三　　四　　五　　六

年賃券の名称及び記号　　発行の法律及び根柢の適法の発行の法律の振替條項及び根柢の適法の振替額の發行

基づき、年賃券（固定・個人向け利付国庫債券）（平成二十二年七月二十八日）の発行等に関する省令（平成二十二年七月十五日）第十九回）

第十九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二百三十三号）第十四条の規定による。

第二十一条　（振替法による振替の適用）
（一）「振替法」とは、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第十六条の規定による。

期た期平年額平す額の振替額の記載又は記録による振替による最低額面金と
が金額し、二・金額二十二。整数倍の規定による振替による最低額面金と
銀行を、十四年百二十円に記録は、による振替による最低額面金と
休業次年二月一ヶ月に記録は、による振替による最低額面金と
に当たに十五ヶ月に記録は、による振替による最低額面金と
ただよ五ト百円と
るし、算支を支出しと
ときは支払しと
く

十九八七

百十八号)による救助の行わる災害が発生し、当該災害にかかる債券を有する者には、当該個人向け国債の中途換金を請求する。その買取額とそれとの差額は、次の区分に応じ、算式により算出した。

(一) 金額とその買取額ととする。前であります、平成二十四年七月十五日から平成二十四年七月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100} \times 3 +$ 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二)

平成二十四年七月十五日から平成二十四年一月十五日前までの間の場合
額面金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100}$ 額 - 受入経過利子に相当する金額)

平成二十四年一月十五日前までの間の場合
額面金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100} \times 2 +$ 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(三)

平成二十三年一月十五日から平成二十三年七月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{80}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(四)

日本銀行十一月三十日現在の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

十八 払場所 元利金支